運送契約書

（選挙運動用自動車使用　一括契約方式）

江田島市議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲｣という。)と　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙｣という。）は、選挙運動のための自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

１　目　　　　　　　的　　公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用。

２　車種及び自動車登録

番号又は車両番号

３　台　　　　　　数　　　台

４　使用期間　　令和７年　　月　　日から令和７年　　月　　日まで

５　契約金額　　　　　　　　　円（内訳）　　　　　　円／日×　　日間

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、江田島市議会議員及び江田島市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例に基づき、江田島市に対し、請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、江田島市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、江田島市には請求ができない。

令和７年　　月　　日

甲　　江田島市議会議員一般選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　印